スポーツ振興計画策定に「地方教育行政の組織及び 運営に関する法律」の一部改正が及ぼした影響

石井 十郎 (早稲田大学大学院)

松井 くるみ (早稲田大学大学院)

原田 宗彦 (早稲田大学スポーツ科学学術院)

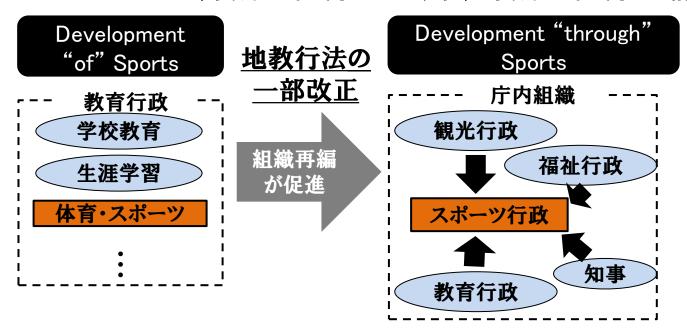
兵頭 陽 (早稲田大学大学院)

笹川スポーツ研究助成「成果発表会」 2013年4月3日

研究背景 (スポーツ行政組織の再編)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、地教行法)」の一部改正(平成19年法律第97号)

(平成19年6月27日公布、平成20年4月1日施行)



- ・教育行政とスポーツの切り離し
- ・スポーツを核とし、他の行政政策と融合

- ⇒政策※1アクターの多様化
 - ※1 政策アクター:政策形成や政策実施の場への参加者
- ⇒政策※2実施プロセスの変化
 - ※2 政策:法律、条例、計画、予算、政令、規則、要綱、事業などが層をなして形作る体系

研究背景(計画策定過程の重要性)

政策実施プロセスからスポーツ政策研究を分類すると、 「計画策定」「政策実施」「評価」に分けることができる

中西 (2012):

スポーツ計画の策定には、スポーツ行政組織が政策選択と政策実行の最適化を目指す「政策経営」の視座から、国民・市民の豊かなスポーツライフの形成・定着と生活満足度を高める施策・事業等を計画し実行できる「スポーツ政策とスポーツ経営の好循環」が不可欠である。

木村 (2012):

実施段階における政策としてのスポーツ計画の改善や、次なるスポーツ政策への改善には、スポーツ計画策定過程の改善が不可欠である。

⇒政策実施の根幹をなす計画策定段階の重要性が指摘されている

リサーチ・クエッション:

- ①スポーツ行政組織を移管した自治体では、政策アクターが多様化したのか。
- ②スポーツ行政組織の移管が、スポーツ振興計画もしくはスポーツ推進計画の 策定に、どのように影響を与えたのか。

本研究の目的:

スポーツ振興(推進)の策定過程における、政策アクターからの影響と調整の実態を明らかにする。

分析モデル

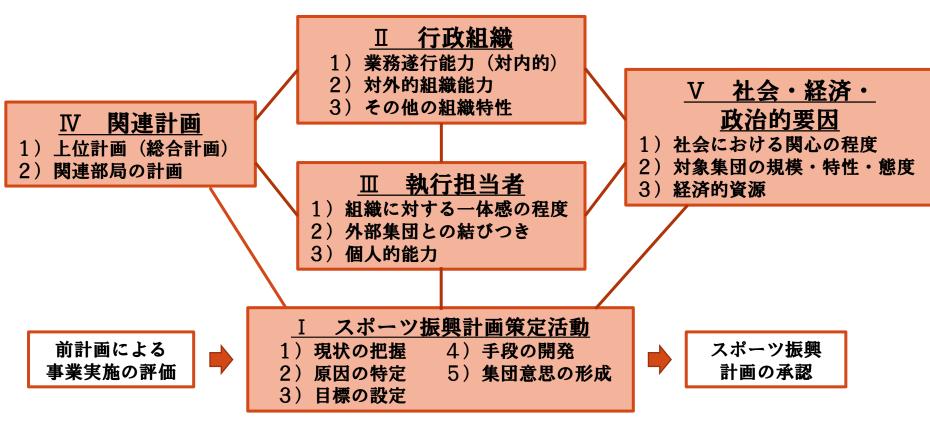


図) 計画策定過程における行政分析モデル

出所:「政策実施過程における行政分析モデル(真山、1986)」を基に修正

調査概要①

• 事例の選定

- ① 47都道府県のスポーツ振興(推進)計画、2007年の前後2計画を収集
- ② 計画の柱と施策内容、策定主体の一覧を作成
- ③ 事例選定の基準
 - a. 新しい政策アクターとして、<mark>観光行政</mark>が加わったと想定できる自治体 を抽出
 - b. 「知事部局で策定した自治体」「教育庁で策定した自治体」
 - c. 分析可能な議事録が公開されており、かつインタビュー調査が可能な 自治体

知事部局で策定した自治体 ⇒ A県 教育庁で策定した自治体 ⇒ B県

• 資料収集

スポーツ振興(推進)計画、関連条例、組織体制に関する資料、 スポーツ振興(推進)審議会議事録・配布資料、総合計画、関連計画、 庁内の検討会議配布資料、県議会議事録

調査概要

インタビュー調査(半構造化)

A県:スポーツ振興局スポーツ計画担当課 課長(A氏)・係長(B氏)

(平成24年11月1日、平成25年1月31日)

※現在検討中の計画の策定を担当している職員

B県:教育庁社会体育班 班長(C氏)

(平成25年1月11日、平成25年2月5日)

※分析対象となった計画策定を担当した職員

調査内容:計画策定の経緯、関連部局との調整過程・内容、

スポーツ振興審議会の審議過程・内容、議会からの関わり、

スポーツ振興計画策定担当組織の体制、 執行担当者のプロフィールと業務内容

• 分析方法

- ① 収集した資料から、モデルに含まれる要素を博士課程2名により探索的に 抽出し、計画策定の実態を把握した。
- ② 資料分析後、不詳な点や具体的な調整活動について、インタビューデータ を用いて、再度分析を行った。

調査結果 A県計画の特徴と策定経緯(移管事例)

前計画の柱	「『する』スポーツの振興」「『みる』スポーツの振興」「スポーツ
	を『支える』環境の整備」(教育委員会策定、2002年)
新計画の柱	「スポーツを始めたくなる、もっと楽しめるA県を実現」「世界を目
	指すA県アスリートの育成」「スポーツ都市Aの実現に向けた、仕組み
	づくりと環境整備」(知事部局策定、2008年)
	フトッと承先世間 (加手即周永足、2000年)
策定の経緯	2002年 A県スポーツビジョン(前計画)を教育委員会が策定
	2005年 平成18年度重点事業にスポーツが含まれる
	2006年 A県10ヵ年総合計画の策定
	2007年 (4月) 知事部局へスポーツ振興事業を移管
	(10月) 第1回庁内検討委員会・第1回作業部会
	スポーツ振興審議会(第22期第1回)
	(12月) 第2回作業部会
	2008年 (3月) 第2回庁内検討委員会・第3回作業部会
	スポーツ振興審議会(第22期第2回)
	(6月) 第3回庁内検討委員会
	スポーツ振興審議会(第22期第3回)
	スポーツ振興計画(原案)に対する意見募集の実施
	(7月) スポーツ振興計画策定

B県計画の特徴と策定経緯(非移管事例)

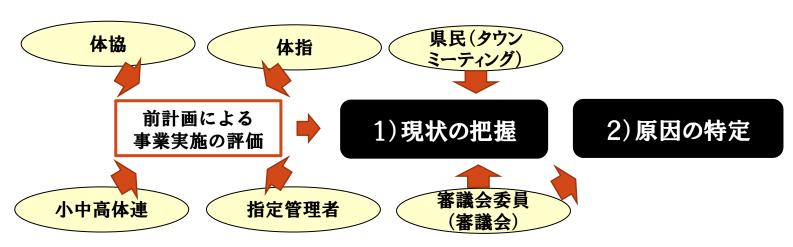
前計画の柱	「子どもたちの生涯にわたる健康とスポーツ環境を拡大する戦略」 「県民の健康・活力を高める戦略」「地域のスポーツ環境を整備する 戦略」「競技力を育てる戦略」「国民体育大会・全国障害者スポーツ 大会を成功させる戦略」(教育委員会策定、2007年)
新計画の柱	「生涯スポーツの推進」「子どもの体力向上と体育の充実」「競技力
	の向上」「スポーツ環境の整備」「スポーツを活用した地域の活力づ
	くり」(教育委員会策定、2012年)
策定の経緯	1962年 第1次計画
714,6	2010年 (8月) 体育課内検討会議
	(9月)第1回体育・スポーツ振興計画策定検討会議
	2011年 (1月)平成22年度第1回スポーツ振興審議会
	(4月)検討会議第1回ワーキンググループ会議
	(7月) 平成23年度第1回スポーツ振興審議会
	(9月) 検討会議第2回ワーキンググループ会議
	2012年 (1月) 平成23年度スポーツ推進審議会
	(2月) 第11次計画(素案)についてパブリックコメント実施
	(3月) 平成23年度スポーツ推進審議会
	教育委員会会議、第11次計画を策定
	77日メバムム(M) 17 17 17 11日 5 71/C

「 I 計画策定活動」 「 V 社会・経済・政治的要因 I

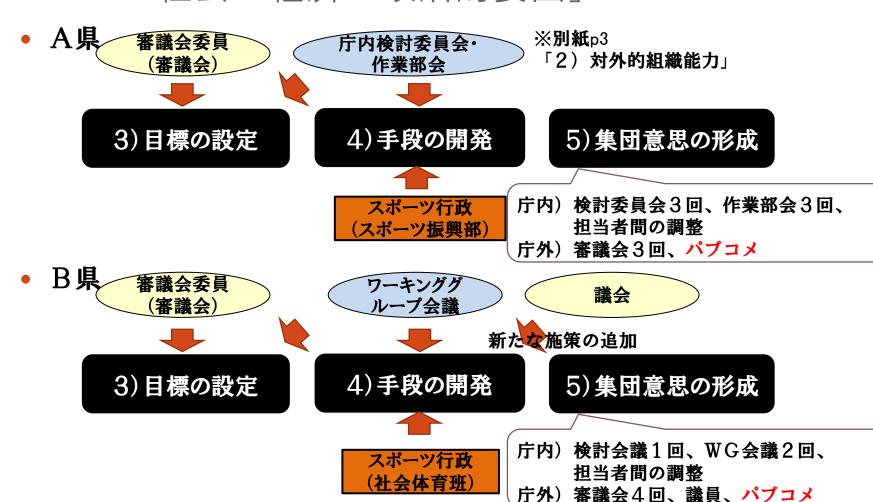
• A県 (移管事例) の計画策定活動と政策アクター



B県(非移管事例)の計画策定活動と政策アクター



「I 計画策定活動」 「V 社会・経済・政治的要因」



I 計画策定活動

1)現状の把握

- <移管による違い>A県では知事部局で新しく策定され、前計画の事業評価が「現状の把握」に反映されず、B県は前計画の事業評価が反映されていた。
- - ⇒移管による違いではなく、計画策定活動における各政策アクターの活用 法の違い

2)原因の特定

- 両県ともに、「原因の特定」はスポーツ振興審議会で行われた。
- 庁外の政策アクター(審議会委員等)は、両県とも同様であった。
- 審議会に参加しない関連分野に関する議論は行われていない。⇒審議会委員の構成により、議論が変化する

I 計画策定活動

3)目標の設定

- 両県ともに、スポーツ振興審議会、庁内検討会議で「目標の設定」に関する検討が行われた。
 - ⇒客観性、妥当性、実現可能性などの違いは、検討資料と庁内の政策アクターとの連携の程度によるものであろう。

4)手段の開発

- B県は、計画策定部局の他に、ワーキンググループ会議でも検討されていた。
- B県では、政策アクターからの影響により、新たな施策が加えられた。

5)集団意思の形成

同様の手続き(検討会議、審議会、パブリックコメント等)を経て、集団意 思の形成が図られた。

庁内検討委員会と審議会の間の期間を勘案すると、

- A県では、実質的な計画内容はスポーツ振興部および庁内検討委員会・作業 部会で決定されたと考えられる。
- B県では、審議会の各政策アクターからの意見を取り入れて、ワーキンググループ会議等で調整を行い、集団意思が形成されたことが読み取れた。

Ⅱ 行政組織

1)業務遂行能力(対内的)

• 両県ともに、施策を実行するための事務を抱える行政組織が、計画策定を 担当した。

2)対外的組織能力

- 庁内・外の様々な政策アクターからの意見を集約し、調整を図りながら、 計画が策定された。
- <政策アクターの違い>庁内の政策アクターは、A県の方が多様であった。

3)その他の組織特性

- 両県ともに、総合計画の中で、重点事業とされており、知事の意向を計画 へ反映させた経緯があった。
- A県では、移管の影響よりも、重点事業とされたことが、予算請求において 有利となった。

Ⅲ 執行担当者



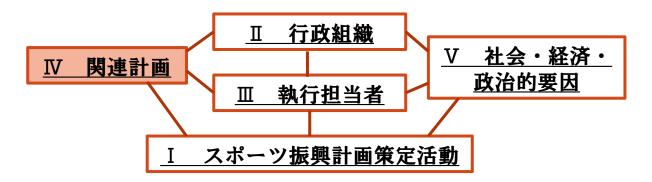
2)外部集団との結びつき

B県:義務教育の校長が配置されており、スポーツ行政の中でも、<u>特に学校体育や地域のスポーツに関する外部集団や政策アクターと長期間に築かれた結びつき</u>をもっていた。

3)個人的能力

- 必要とされる個人的能力は、両県ともに意見の集約あるいは調整を行うことであった。
 - ⇒計画内容は、政策アクターからの意見に左右される

Ⅳ 関連計画 (別紙資料p4)



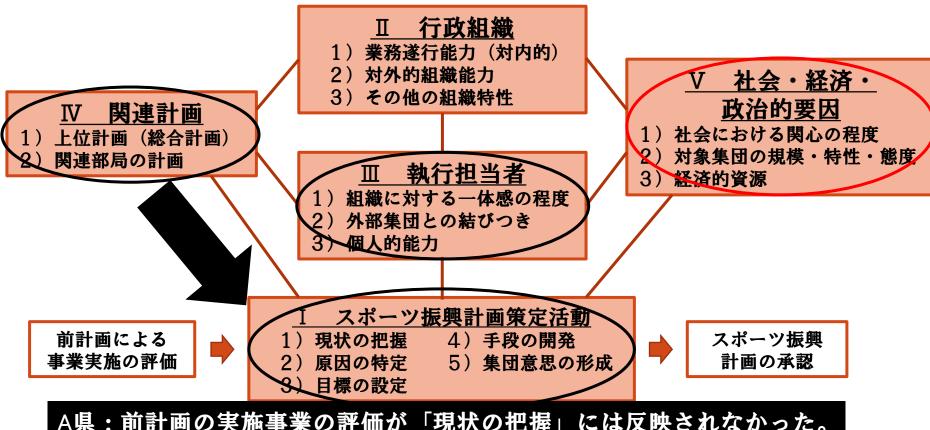
1)上位計画

- 両県ともに、上位計画 (総合計画) の中で、スポーツ振興計画の一部が重なっていた。
- <移管による影響>B県では、教育振興基本計画も上位計画として位置づいていた。

2)関連部局の計画との関係

- 両県ともに、関連部局(観光、福祉など)の計画と共通の施策を有していた。
- <移管による違い>A県については、教育庁の計画が上位ではなく、関連部局の計画として位置づけられた。

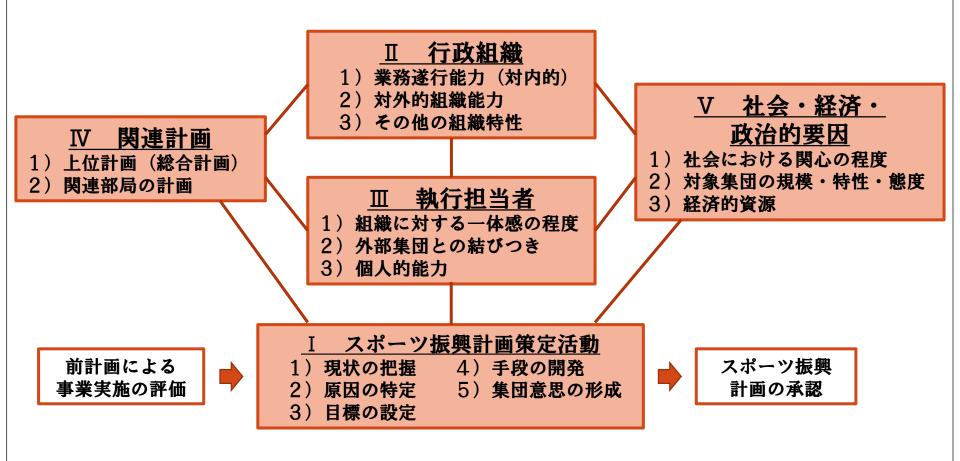
まとめ



A県:前計画の実施事業の評価が「現状の把握」には反映されなかった。

知事部局で策定したA県の方が、多様な政策アクターと調整が行われていた。 しかし、その政策アクターの違い、あるいはスポーツ行政組織の移管によっ て計画策定活動が大きく異なっていたわけではない。

研究課題



研究結果から導かれた仮説

「政策アクターの活用の仕方や計画策定の方針によって、計画内容が変化する」